

第2回大阪府青少年健全育成審議会第4部会 議事録

- 日 時 平成23年11月11日（金）午後2時00分～午後4時10分
- 場 所 大阪府庁 本館 3階 特別会議室大
- 出席者 （五十音順） 岸本委員 桐生委員 園田委員 野口委員 福井委員 山上委員

（司会）

それでは、第2回大阪府青少年育成審議会第4部会を開催させていただきます。

委員の方には大変お忙しい中、本日の会議にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、委員全員ご出席でございますので審議会規則により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、第1回の部会から各委員の皆様には専門的分野から積極的に子どもを守る性犯罪対策につきましてご審議いただきましてありがとうございます。

子どもに対する性犯罪というものが、子どもに与える精神的被害というのが極めて大きく、また判断能力が未熟であり身体的にも発達中の子ども達を保護するということが我々大人の責任でもあります。子どもが幼すぎるという場合には、自身の被害というものが認識できないという場合があるということを考えますと、やはり社会全体で子どもを守り、一人でも被害者を出さないということが必要であると考えております。

本日も委員の皆様方には社会全体の願いでもあります子どもの安全につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

では、この後の議事進行につきましては、部会長をお願いいたします。

（部会長）

それでは、早速議事を進めたいと思います。前回、事務局に資料作成を指示したので、その事項について説明していただきたいと思います。

（事務局）

それでは、ご説明をさせていただきます。

資料の2につきましては、審議会の委員から、もう少し詳しい大阪の性犯罪情勢、人口比についてということでしたので説明いたします。

まず、強制わいせつにつきましては、大阪全体で1,078件の認知があり、100万人当たりで18歳未満、13歳未満それぞれで比較しておりますが、大阪がワーストワンという状況であります。次に、強姦につきましても同様に比較しており、全体の件数と全体の人口と18歳未満につきましてはワーストワン、13歳未満につきましてはワーストファイブ、下から5番目であります。以上は、総務省統計局の平成22年の国勢調査の結果から100万人当たりの人口データで比較しております。

続きまして資料3をご覧ください。これは、暗数と認知件数についてどのようになっているのかということで調べております。

参考データは、平成22年度の犯罪白書の犯罪被害実態暗数調査結果概要から引用しております。これは、強制わいせつ・強姦だけではなくて、痴漢・セクハラ等の行為も含んだものですけれども、第3回調査では13.3%という数字でございます。第1回は9.7%。第2回は14.8%ということで、概ね1割前後かなと思っております。

あくまでも推計ですが、概数計算をさせていただいております。これは、平成22年の13.3%という数字を用いまして、実際に平成22年の強制わいせつ、強姦の認知件数を使い調べましたところ、平成22年では、強制わいせつが8102件、強姦が895件となります。

続きまして資料4をご覧ください。前回、再犯率と再犯者率について考え方を整理した方

がいいのではないかとご指示に基づき調べましたところ、平成 22 年に警察庁の「再犯等に関する分析」という調査がございましたので、ご説明させていただきます。

この調査は、平成 17 年 6 月から平成 22 年の 5 月の 5 年間、法務省から情報提供を受けた出所者数につきまして、その後の追跡調査を実施したというものでございます。740 人という数が、平成 17 年 6 月から平成 22 年 5 月末までの 5 年間の法務省から情報提供を受けた出所者ということでございます。

この 740 人を追跡した結果どうなったのかといいますと、何らかの犯罪で検挙されたものが 170 人、性的犯罪による再検挙の者が 105 人、その中でも特に暴力的性犯罪、いわゆる強制わいせつ、強姦等につきましては 63 人、その中でもさらに子ども対象・13 歳未満の子どもに対しての者が 49 人ということでございますので、再犯率ということでそれぞれ横に示させていただきます。また、740 人のうち、200 人が所在確認できないというような状況でございます。

裏面につきましては、参考に再検挙されるまでの実際の日数というものをそれぞれ出させていただきます。グラフ 1 につきましては、性的犯罪の再検挙者、グラフ 2 につきましては、13 歳未満の子どもに対する子ども対象暴力的性犯罪の再検挙者のデータでございます。共に半年から 1 年の者が多いのかなというのが、このデータから示されております。

資料 5 は、海外での性犯罪対策につきまして、アメリカ、韓国、カナダ、イギリスについて登録義務があるかないか、あるいは登録情報の告知・公開制度と合わせて整理させていただきます。個々の説明につきましては、時間がございませんので省略させていただきますけれども、アメリカにつきましては州ごとに異なりますけれどもおおむね登録義務、あるいは登録情報の告知・公開、GPS を使いました監視制度につきましては、アメリカ、韓国につきましては比較的厳しく規制されているのかなと感じております。

カナダとイギリスは、登録制度につきましては同様です。ただ、登録情報の告知につきましては、原則として情報公開はしていない。例外的に、警察等の関係機関にその情報を提供しているということでございます。イギリスにつきましては、監視のところでございますけれども、特定の性犯罪に対して、本人の同意を得た場合のみに、GPS を装着しているという例外があるということでございます。

次に、性犯罪者に対する処遇ですが、これは、原則刑期内、日本で申しますところの仮釈放で刑期を終了するまでの間、どういう対策が取られているかということでございます。

韓国は確認できませんでしたが、各国ともそれぞれの国の制度の中で、薬物療法も含めまして比較的充実しているようであります。

課題等につきましては、アメリカ、韓国で書かれておりますのが、情報公開に対しては、犯罪者の社会復帰を困難にしていると言われており、あるいは被害者等の罪無き者に悪影響を及ぼしていたと指摘されております。カナダ、イギリスにつきましては、逆に情報が公開されていまして、推計ではございますが、9 割以上が登録をしているということでございます。

続きまして資料 6 では、刑務所と保護観察所における処遇プログラムの内容です。

まず矯正施設におけるプログラムでございますが、基本的に全員を対象としましてスクリーニングという性犯罪調査対象者に該当するかどうかについて振り分け、仕分けをしております。その中で対象者に該当しましたら、性犯罪者調査ということで、リスク・ニーズ調査、処遇適合性調査、あるいは処遇計画策定等につきまして、どの程度、密度の性犯罪者処遇プログラムを受講させるのかを決定して、それに従い、密度 A、密度 B、密度 C という分類に分かれてそれぞれのプログラムを受講するという形になります。密度 A はおおむね 9 ヶ月、密度 B はおおむね 6 ヶ月程度、密度 C はおおむね 3 ヶ月程度期間としては

かかるということでございます。グループワークが中心と聞いております。

保護観察所、いわゆる仮釈放後のプログラムでございます。行刑施設、性犯罪者調査の結果や矯正プログラムの実施状況などについて情報提供を受けるほか、仮釈放後の処遇についての協議を行うということで、行刑施設、保護観察所で情報交換がなされた上で、仮釈放された者について、その後のプログラムをどうするんだということについて示されております。

仮釈放者で行刑施設のプログラムを受講した者については、導入プログラムは省略いたしまして、コア・プログラムというところにまいります。セッション A からセッション B、C、D、E です。5 セッションを大体 1 プログラムをとまして、それぞれの仮出所の期間に応じまして受講する回数を決めると聞いております。

最後の資料 7 です。これは、法律的に少し課題があるのではないかとのご提案をいただき、有識者の意見や有識者の方が書いた書籍等を調べまして記しております。

まず、二重処罰の禁止の問題ですが、慎重にすべきという点は、新たに規制する義務は二重処罰に抵触するおそれがある、あるいは仮に義務を課す場合でも相当合理的な理由が必要ではないでしょうかということ。それに対して導入すべきという意見としては、届出処分というのはいわゆる処罰、刑罰に該当するのではなく、二重処罰の問題は存在しないのではないかとのご意見もございました。

次は、法の下での平等の問題でございます。性犯罪者だけを対象とした届出義務というのは憲法 14 条の平等の原則に反するのではないかとのご意見でございます。それに対する意見としましては、合理的な理由が認められる取り扱いというのは、憲法 14 条の平等の原則に抵触しない。この根拠は、例えば、実行目的、子どもを性犯罪から守ることと、手段、これから議論になることとは思いますが、例えば重大な性犯罪に限定するだとか、あるいは、その期間を限定するだとか、そういう風なことをもって最小限の事におさめるというようなことをもって、例えば合理的な関連性というものが求められるのではないかと。

この場合には憲法 14 条に列記されています。人種、信条、性別、社会的身分等の場合に厳格に基準が適用されるものとは違って、ある程度緩やかな基準の適用があり、法の下での平等に抵触はしないのではないかとのご意見もございました。

次に、憲法 22 条の第一項の居住移転の自由の関係でございます。事実上、この条例を制定した場合に、性犯罪者を大阪から追い出すのではないかとのご意見でございます。これに対しましては、届出義務、居住地等を届ける義務につきましては、居住地等を届け出るだけで、居住地の制限だとか、移動の制限を加えるものではないという考え方のできるのではないかとのご意見もございました。

最後に法定手続き、31 条でございます。法の手続きがなければ何人も事由を奪われないということなのに、条例で制限できるのかというご指摘もございました。それにつきましても、届出義務は刑罰ではなく、行政上の処分にあたることから、31 条がそのまま否定されるということではないということも考えられるのではないかとのご意見もございました。その他有識者の方からそれぞれのご意見をお聞きした内容も書かせていただいております。事務局からの説明は以上でございます。

(部会長)

あとでディスカッションを行いますが、この点だけは確認しておきたいというところもございましたら、手を上げてお願いします。特に無ければ、委員から資料提出をいただいておりますので、説明をしていただきたいと思います。

(委員)

前回、議論になったところで、医療観察法というものを知っていただければ、似たような考え方があるので説明しておこうということも持ってきました。

この観察法ができるまでの流れですね。当たり前のことなんですけど、犯罪が起きて、警察官に捕まって起訴がされて、裁判を受け実刑を受ければ刑務所に入ると。従来は検察官の時点で起訴と、場合によっては措置入院、精神医療院に送られて釈放される。

大阪の事件をきっかけにできたのが医療観察法だと。

四つの重大な犯罪、強制わいせつ、強姦も入っていますが、これについて無罪ないし不起訴になった者は、もう一度検察官が医療観察所に申し立てというものを行って、審議会を行う。医療が必要かどうか、その上で医療の中でも入院が必要なのか、あるいは通院なのか、その必要が無いということになれば不処遇になるというような制度です。これもかなりの精神科医の中では保安処分だということで議論がなされましたし、日弁連から反対意見が出てきたりですね。民主党も当時は反対していましたが、前回指摘されていたようなデュープロセスというのは違うと思いますけども、他については同じような意味合いです。

その時、相当国会で議論がされていますので、それを参考にさせていただければいいんじゃないのかなど。この議論を踏まえてこういった法律がきちんとできている。

現在、私が勤める研究所の目の前に医療棟もあるので携わっていますけど、当時、反対していた精神科医も、運用が始まると自分が医長になったりして、誰もそんなに悪く言うことないですね。

5年後に見直すということで昨年見直しがありました。政権が民主党に代わりましたが、異論を唱えていた民主党でも見直しはなくて、続行されています。あとは日弁連の声明のような文章では、反対だということを告げていますけども、実際、弁護士の方とお話すると、精神症状があると、治療があると述べています。

これは、国費で補助をしっかりとした上で、一日一人 5 万円位の手厚い医療ですけども、きっちり治療して社会に返してあげるのが良いよねということで、反対する弁護士というのは、私の実感ではないという印象を受けていますね。

なので、今回は条例ということになりますけど、これはその同様の議論。私は可能じゃないかなという認識を持っています。

あとは薬物療法、ちょっとまとめきれなかったので、先週お話ししたことを簡単にまとめると、軽度については、SSRI を投与して、次にホルモンを投与しますよと、さらにもっと協力で脳に働きかけるような LHRH のアドミスというんですけど、それを投与しなさいということは、普通の司法先進国では一般的にきっちり医療として認められて行われていると。認知行動療法というこの部分が日本では欠落しているという状況ですね。それだけ補足しておきます。

(部会長)

この薬物の名前って。

(委員)

これは抗うつ薬の一種です。これを総合するようなセルトニン選択という状態ですね。

それから MPA、CPA などと書いているのは、全部基本的に、その男性ホルモンを押さええるような役割を持っています。がん治療で使われていた薬の一種と断言していいです。

(部会長)

前回のおさらいをしてきますと、まず実態ですね。

大阪、若しくは大阪と他県と比較という実態を明らかにして欲しいということが一つと、それぞれについて実態が明らかになった場合、再犯率を含めてなんですけど、各国との比較を含めてどうなのかということ調査、それと、処遇プログラムについてどのような事が行われているのかについての調査を依頼し、最終的に条例が制定された場合、どのような都合、不都合があるのかということについても、まあ精査してもらったと。今、委員か

らも海外の状況などを踏まえながら説明していただいた訳です。

これらに関して、まずは、全体的にこの事務局からの説明、そして、委員の医療的な観点からの話を受けまして、何か意見があれば、まずは自由に話し合っていきたいと思いますが、いかがでしょう。

(委員)

今の5万円の話を聞いて、私も弁護士活動の中、非常に手厚い医療がなされているというか、今までの精神医療とケタが違うと、凄く大事にされていると、感激するというような話を聞いたりしますね。

一年間換算で、一人の治療に1,825万円の国の税金を導入しているということ。

それだけの事を大阪府で取り組んだら、何人位が対象でどれくらいの予算がいるかと、府からどれくらいお金が出るのかと、どれくらいの予算規模なのか。もし本当に行うなら相当お金がいるなど。

それから、刑罰ではないということですが、行政処分だって刑罰になるということで、例えば届出義務違反に対して、刑罰法規によって対応しないということを前提に議論をしているのか、何らかのペナルティーを与えるということをもって検討しているのか、このあたりを明確にさせていただかないと、次の議論も難しいと思っています。

それから、強制わいせつが非常に多いということでしたが、罪の性質から言いまして幅広く、どこからが強制わいせつかということも難しい。認知件数となっているので。

本当に強制わいせつが100万人当たり122件あって、それが凄く多いのか、それとも大阪は割とわいせつ行為に関してハードルが低くて、申告できる土壤があるのかなど。強姦の認知件数は他府県とほとんど変わらない。何か、特別に大阪が性的な被害が多いとか決めつけるのはいかがなものかなど。気がついたのはその点です。

(部会長)

実は、前回は話になりまして、届け出やすい状況にあるのかということもありましたが、実際に数として見れる人口対比といった資料も集めてもらった。今のところ客観的に見る資料というのは、いわゆる認知件数で見ると見れないというのがあって、この辺りはぎりぎり致し方ないと考えています。

これをもってすぐさま断定をするというのはなかなか難しいですが、少なくとも、我々が持ちえる公表されたデータ、明らかに客観的にこれは正しいという意味でのデータでは、大阪は他県より多いという傾向があるという判断でいかがとは思いますが。私の意見ではあるんですが。

前回の話でも触れましたが、強制わいせつと強姦については、私は犯罪者プロファイリングやっている視点でタイプが違うと言いますか。ですので、強制わいせつが強姦に転じるかといったら必ずしもそうではないところもありますので、同一水準で話し合うということは、なかなかできにくいことかもしれません。

一つ今お話があったところで、前回の後半部分で出てまいりましたが、この条例そのものの制定につきましてですね、刑罰ではない分野につきまして、岸本先生からご指摘があったんですけども、事務局としては、概ねどのような方向で考えているのか。今の時点で結構ですので、聞かせていただければというのが一つ。

前回出ました何らかの最終的な矯正プログラム処遇の運用ということになってきますと、当然その予算というのも絡んでくるであろうとこの辺はどういう風に大阪府の事業と絡めていく、どう対応されていくのかその辺りの意見を聞かせていただきたい。

(事務局)

子どもに対する性犯罪を何とかしたいという思いで、委員の方々にご検討いただき、ご意見も頂戴した上で、条例化にどう結びつけていくかということですので、今、条例の案

を作っているということではありません。これからの大阪府が検討する方向性をご審議いただきたく願っております。

前日も委員から予算等の話がありましたけれども、予算がこれだけしか要求できませんのとなると、その範囲の中だけで検討して下さいということにもなります。

例えば、こういうものが必要でしょうという意見になった場合、結果的に財政状況としては何年か後になるか、また、反対にそれは喫緊の課題ということで、ある程度の数字になるかも分かりません。実際の対応については、財政状況等も見極めながらとなるとは思います。

プログラムとして、こういう形が必要。またはNPOの方、また各分野の専門の方々の知恵をお借りしてどのような方策を考えていくのかなど、それぞれの委員の専門的な立場から、ご教示いただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(委員)

あまりにも抽象的なので、例えば、先ほどの法律上の検討もそうですが、ペナルティー自体をそもそもその想定しないというなら憲法39条の話題は出てこないですよ。

でも、それが届出義務をさせて何らかの刑罰をかけるということであれば、議論がかみ合わないって言うんですかね。

慎重だという意見も導入だという意見も、対象が違うことに対して言っていることなので、議論してもあんまり意味の無いことになるのではないのかなって思うんですよね。

(事務局)

そこはちょっと具体的に申し上げると、例えば、対象となる刑罰を終了した人に対して、住所の届出義務を法的に科すという事について刑事罰を科すかという事ですね。

我々はできるだけ実効性を担保したいと考えているということは間違いありません。

基本的な考え方として。ただ、刑事罰まで科せるのかというところについて、そこは厳しいだろうと。しかし、何らかの行政処分をもって担保できるという根拠条例を設けるとしたらどうなのかは最低限考えられると、詰めないといけないというのが一つです。

もう一つは、子どもを甘い言葉で誘いかけたり、脅したり、威迫したりという行為です。

いわゆる性犯罪の前兆行為を行う者に対して、その行為を捉えて、刑罰を科すかどうか、これは具体的に奈良県条例の中で具体例がありますので、最低限その範囲はやりたいというのが現時点での我々の一定のベースだと考えています。

(委員)

再度、初めに戻って、大阪は性犯罪が突出しているという資料をどう見るかというのもあるし、何故、大阪はこうなのかというのもあるし、要因を含めて実態分析をもう少し詰めない。場所とか、不良図書の販売やビデオなど子どもや大人を刺激するような社会になっているのかなど、様々な要素を含めて。

(委員)

これは犯罪統計の資料を、人口で割ってということですかね。

(事務局)

今回示させていただいた資料はその通りです。

(委員)

おっしゃるのは、それは一つのシフトで、これは新たに統計を取らなきゃいけない。

今のところ、統計的には犯罪白書しかないの、仕方ないのではないですかね。もしかしたら、申告しやすい状況が大阪にはあるのかもしれないし、本当に悪いのかどうかは不明だと思いますけど、これ以上のデータは、もう出ないのではっきり言って目安です。

(委員)

認知には普通、能動的な認知と受動的な認知があります。能動的認知っていう場合は、警察が積極的に犯罪を認知したり事件化したりというのが能動的認知。

受動的認知は、警察が受け身になって、告訴とか告発という形で捜査の端緒をもって犯罪を認知するという形です。性犯罪の場合の認知件数というのは、受動的な形で警察が認知するという形が多いです。そうすると、受動的認知の場合は、例えば、痴漢撲滅キャンペーンとかで地下鉄に女性警察官を多く配置するとかすると、認知件数が増えてくる。だから、こういう事で数というのは変わってくる。

目安と言えは言い過ぎかもしれませんが、そのような感じで議論すれば良いのではないかと思いますけどね。

(委員)

この資料 3 の暗数っていうのは貴重なデータ、初めて見ましたけど、13.3%しか申告できてなくて、日本は海外より少ないと言われてますけれども、実際は本当かどうかっていうことはあるが、13.3%と考えられる。

(委員)

仕事上の体験で言いますと、強姦被害に遭っても、表に出さずに示談にするというケースがかなり多いと感じます。学校関係者からのお話をうかがっても、痴漢は申告しても生徒にとって、何も良いことが無い。学校に全然いけなくて、授業に出られない、不利益が物凄く多くて。

高校生のうち、ほとんどの生徒が被害に遭っていて、被害に遭っていない生徒の方が少ないくらいのデータが出てきます。

「痴漢の被害に遭いましたか。」という質問で、殆どの方が痴漢の被害に遭っていると。次に「申告しましたか。」と聞くと、殆どが「無い」という状況なので、認知件数は実際の感覚としては全然違うだろうと。

どの辺りからが、強制わいせつなのかという非常に難しいラインがある。

あと、被害者の年齢について犯罪白書を見ましたが、当たり前なんですけど 0 歳から 5 歳の強姦ってデータ上ない。全部、強制わいせつになるし、6 歳から 12 歳も強制わいせつは多い。本当に 6 から 12 歳は強姦に遭っているのか、強制わいせつなのかについても、児童の被害申告自体もどの程度までしっかりと話せるのかっていうのもありますから。

そういう意味でもね、難しいのではないのかなってね。

だから、あんまり大阪を特殊だということを前提に話すのではなくて、大阪の子ども達をどう守るのかという観点で話をした方が。逆に大阪がひどい所で、特別に何かしなければいけないんだっていう事実認識は間違いではないか。

(部会長)

大阪の突出した数字をどう扱うのかは、この条例の特に後半部分に関わってくる大きな問題になってくる。ですので、この数字についてはどのような評価と言いますか、どう扱うのが一番良いのかをもう少し検討する必要があります。

これをもってすぐさま大阪が大変だ、ひどいという事ではないという意見が一方であるが、客観的データを出す時には、どうしてもこれ以上出せないというところもある。

警察庁のデータを全部出しつつ、尚且つ洗い直して暗数調査をもう一度やるなんて事ではないと、なかなか難しいかもしれませんので、大阪がどうしても多いよと評価されるデータなんだけれども、しっかりとした評価の仕方、見方をもう一度考えてみてもいいかもしれません。これをもってすぐさま条例を作らなければならないというのは、短絡的なことかもしれません。

ですので、各委員の先生どうでしょう。そもそもこの出発点としてこの大阪がひどいからというわけではなくて、大阪の子ども達を全国に先駆けて守っていきましょうというコ

ンセプトで進めて行くという方がよろしいかもしれませんね。そして、説明として数字を見てみたら、なるほどデータでは大阪が他の県よりも多いという扱いになりますでしょうか。いいでしょうかね。

(委員)

受動的認知の件数を含めてその内容をさらに分析していくと、いろんな場所で起こっている。それを未然に防ぐことは極めてむずかしいと思うが。

前兆行為と思われるような事前の声かけのような行為があつて、家族があるいは周辺が不安で困っている事に対して、今は、何も手が打てないという実態があるわけです。ここを条例をもって不安を解消できる方向に導けるような形といいますか、一定の手立てを打てる方向が良いのではないかと思うんですけど。

特に 13 歳未満の子ども達が不安な状況に置かれながらも、手が打てないっていうのはどうかと。家族も、もちろん学校も地域も連携しながらやっていく、さらに強化させていって、より一層対応できるような仕組みのようなものが、進められるような内容へと検討を進める必要がある。

(委員)

文部科学省が行った調査で、不登校の件数は大阪が圧倒的に多かった。他府県に比べて。登校拒否と当時は呼んでおりましたけど。

これも、いろいろな分類の仕方があり、要するに不登校のとらえ方ひとつで、数は増減する訳です。こういうこともあるので、決めつけない方がいいと思うが。

(委員)

認知件数を言っても仕方ないと思いますね。次をどうするかが重要で、各国は既にいろんな手を打っている訳で、日本で大阪が最初にやるという事で広がっていくということもあり得る。起爆剤と言いますか、先の事を建設的に考えていくことが良いと思うんですけどね。

(部会長)

何となく、大阪は自虐的になってしまうところがあるんじゃないかなと思いますけどね。

(委員)

児童虐待も全国の約 1 割を大阪が占めていて、数字だけを見れば大阪はこれだけ多いのかとなりますが、実際は、ネットワークがしっかりしていて、虐待対応を進めてきた結果、潜在化しているものをきちっと顕在化させて対応してきている。

全国的に増えているのは、各府県の取り組みが進み潜在化していたものが、顕在化していくようになったからだと思っている。だから、大阪では徐々に全国比が低下してきているという実態があるわけで。

一番思うのは、本当に不安がってどうすることもできない、どこへお願いしても対応してもらえないというような事前兆行為が、一歩進めて大阪としてはどう対処できるかということ。

できる限り前兆行為みたいなところを防いで、早期に予防対応がとれる、その後、予防対策とあわせて、第四段階目が当然問題になってくるとは思うんですけど、どのようにできるのか、私はそんな風に思いますね。

(委員)

新聞などを見ると、前知事が GPS を検討ということを言われて、検討がはじまった訳ですね。GPS をどうするかですね。

(事務局)

今年の 1 月頃、宮城県の GPS の検討状況が報道されておりましたが、2 月府議会議員から、大阪府も強制わいせつが多い中、性犯罪対策の検討はしなくていいのかと質問がござ

いました。

その際、当時の知事は、自治体としても性犯罪対策について何ができるのか、条例でできるのがどこまでなのか探っていきたいと答弁されました。また、報道機関から GPS を検討しないのかという質問があった際に、GPS を含めて性犯罪対策として何ができるかを検討していくという答えでしたが、結論的には、知事は GPS は検討しなくて良いとのことでした。社会全体で子どもを守るという観点から、一人でも多く救えることが重要であり、有識者の方にぎりぎり大阪府として、何ができるのかということについて検討してもらって欲しいとのご指示でございました。

(委員)

前回、社会内処遇は、情報公開と言ったので誤解を受けるので、その情報の管理とでも言いかえる。それと支援ですよ。性犯罪者の社会支援。

GPS も基本的に情報の管理で、ある人がリアルタイムでどこにいるか位置情報を警察が見ていると。どういう情報を誰が閲覧するかという枠内で考えればいい。全部ホームページに出すということになれば、ミーガン法みたいなことになりまして、そうではなくて、警察内部でとどめるところで議論すれば、もう少し進むのではないかなと思いますが。

(部会長)

もう一度伺います。GPS について、この部会では特に必要ない。

(事務局)

今回検討をお願いしている中には、GPS の検討は入っておりません。届出情報については、今ご意見のあった公表に関する事など情報の管理などについてご意見をいただければと思っています。なお、さらに GPS の検討が必要ということであれば、これから追加で検討していただくことになるとは思いますけれども、GPS の検討は入っておりません。

(部会長)

ちょっと今 GPS の話になりました。もう一度整理させていただくと、大阪が悪いという数字の扱いです。この部会においては、子どもをいかにして守るか、それが大前提。

続いて、もしかしたら再犯するかもしれない性犯罪を犯した者への支援、アプローチをしていって、ある意味犯罪者を作らない。

そこまでいくような考えで、できるだけ全ての人たちが幸せになるという風なコンセプトでいくという形。皆さんの意見をお聞きすると、そういう方向に進めて行ければなというところがあります。

ですので、各国もこれだけやっていて、日本でも先駆けて大阪で先進的にやっていきましょうよという発想から、この検討、条例が始まったという観点でどうでしょう。

資料としては認知件数等ありますが、例えば、部会としては、とにかく日本の先端をきるような事を考えていくような事で、皆さん各委員の皆様よろしいでしょうか。

事務局の方々、この数字を前提にして、大阪がこれだけ悪いからやるというのではなくて、そうではない方法で使っていただければいいと思います。暗数が入ってきますとなかなか計算が正直じゃないところがありますので、日本中に啓蒙するような意味合いで出されてもいいのではないのでしょうか。これだけ隠れているものがあって、それを私たちが救わなければいけないんだというところでしょうかね。

(委員)

救わなければ思いましたが、何故申告しないのかっていうと、被害者にとってデメリットが多いから申告しない。そこをちゃんと理解をしていただきたい。

(部会長)

前回も話になりましたが、言わば男権主義的なセクシュアリティがあるわけです。

世の中男性中心のあり方として、それがセクシュアリティに関わっているわけです。

ですから、全てにおいて、男権主義的なところを是正しながら考えないと、女性の性犯罪はなくなるというところは、皆さんの意見として、共通認識になっているはずです。

(委員)

被害申告をしたらいいと一概に言えなくて、特にその先、加害者が分かると被害者が分かる。特に学校内とか。保育園や学校内などは。

実際、小さい子の加害者は身近な人が多いのではと思います。暗数もたぶん身近な人が多いのでは。家庭内の性虐待も数多くあると思います。

そうすると、家庭内の性的虐待であれば、子どもの被害者が出てくる、近親者の加害者が出てくる、それこそ GPS をつけなければならないのであれば、お父さんが、お兄ちゃんがつけるみたいな話になるんですね。

だから、一番大切なのは被害者をとことん守ることが一番大事だと思いますので、被害者の人権を侵害するような条例は、絶対反対なので。

再犯はもちろん困りますが、被害を受けている人が守られ、一番保護されるべきだと思うので、被害者の利益を真っ先に考えた上で、将来の被害者を生まないということで考えていただきたいと、順番をそうしていただきたいと。

(部会長)

その辺りは、私も各委員の方もお察しして十分ご理解いただいています。

言わば性犯罪だけ妙な犯罪なわけですよ。被害を受けた人が二次的、三次的な被害を受けてしまうという特殊な犯罪なので。もっと言えば根本的に、痴漢に遭った女性が何で声を出せないのかというところまで考えないといけないと思います。

その辺りは、私の院生に研究をさせています。女性が何で声を出せないのか。男性は理解しにくいですが、何故、声を出せないのと言われても、出るわけありませんっていうところの出発点ですよ。内容は重々分かっていますので。

今度は、処遇プログラムの概要ということでお話をいただきたいと思います。先ほどのご説明でもありましたが、第三段階のレベルの話ですけど、各委員の先生方ご意見を。

(委員)

補足すると、おそらく奈良と川越が最も優れていると思います。他の刑務所は行刑施設の判断に委ねられているので、これに沿って行われているのではないと思います。

(部会長)

プログラムに関わっている人は、精神科医ではないとのことでしたが。

(委員)

それは法務教官がやっているということで、伝達でしか言えないですけど。

医師が中に入って、何かアセスメントをしたり、治療をサポートしたりしているという訳ではないです。

(委員)

これを受けた受刑者と受けなかった受刑者との効果というか差はあるのでしょうか。

(委員)

海外においては検証されていて、検証するためには RCP という無作為にプログラムを受ける者、受けない者を割り振って、効果があったか、なかったかを比べないと分からない。

今のところは、検証するという段階まで来ていないので、結局、ある程度の人を選んで、スコアが下がっているから効いているだろうというレベルくらいなので、実証効果はまだ検証されていないと。

(部会長)

まだ始まったばかりで、なかなかというところですよ。

(委員)

性犯罪が病的な要素が強いということまでは公的に認知されているということか。

(委員)

されていないですね。講演等にも行きますけども、病的な要素が強いことが言われているなどと言うと、そうとう数の法務教官が驚いている状況。その辺りの認識を変えさせるということも考えなければならないが、そこまで視野に入っていない。

(委員)

ヘキというのかクセというのか、再犯率が非常に高い。例えば、性犯罪も繰り返しが多い。万引きも同様の話を聞くが、他にどのようなものがあるのか。

(委員)

再犯が多いのは窃盗。累犯窃盗っていうのがあるぐらいだから。

(委員)

病理が全然違う。

(部会長)

窃盗については、ある意味経済活動という観点から見た方が正しいと考えた方がいいと思いますね。

この時期になると生活しにくいということになって、わざと犯罪を犯して刑務所に行くということもありますし。そもそも経済活動です。要するに職業としてね。

性犯罪と放火は同じと思っていますが、放火はつまり何度も繰り返すというのはある意味病的と言っているのか、そういった傾向があるのかと。

(委員)

放火は、社会的弱者に多いと言いますよね。

(部会長)

弱者の犯罪説も、実は随分昔に言われていたが、そうともなかなか言えない。

例えば、都市部の連続放火というのは、お酒を飲んでとか、不満な事があって火をつけたいということが非常に多い。アルコールなどによって抑制が外れてしまうということもありますので、以前のように弱者、すなわち女性や子どもが多いと言われた時もありますが、女性の放火は圧倒的に少ないですし、子どもも多くありません。むしろ、シニアの方が増えているかもしれません。

(委員)

医学的にはピロマニアと言って、一個の疾患として独立していたぐらいですけど。

(委員)

性犯罪に医療行為が必要だときちんと分かっていたら、公的な施設に収容されているうちに医療行為をしていたら社会に出てきたとき助かる訳ですが、今のところ性犯罪が医療行為の必要な病的な性格を持ったものという観点は、日本は全然ないのですか。

(委員)

はい。その先ほどの医療観察法というのは、無罪になった、だから他の失調症とかうつ病というものを持った上で、責任能力が無いということで減刑されているんで、いわゆる典型的な性犯罪者というのは全く対象になっていないんですね。

(部会長)

出所した時に、何故、性犯罪者だけなのかという批判を受ける可能性はあるということですね。

捜査関係上は、何となく直感的に性犯罪者というのは他の犯罪者とは違うんだという実感はありますし、犯罪者プロファイリングのデータを見ても、犯罪心理学的に見ても性犯罪はちょっと異なっているというのは、ある意味研究者レベルでは、認識されているところなんです。それをまさに医療関係の方に伝えて、何らかのその処置をしてもらうとか、

難しいですよ。

(委員)

でも、医学の関与がなく、情報管理だけで抑止力を持たせるのは無理だと私は思います。デメリットに加えて、医療の提供みたいなことをしないと進まないという気はしますね。

(部会長)

ミーガン法は、そのようなところがうまくいってないという弱点はありますね。だから、それをそのまま導入しては、やはり同じ事を繰り返してしまうということでしょうかね。

(委員)

幼少期から思春期に成長していく過程で、性的に、ちょっと外れた行動がいくつか見られる中で、早期に正しい教育を施すことで、将来的な性犯罪者になることを防ぐ可能性があることなのか、その辺りはどのように考えたらいいんですかね。

(委員)

典型的なのはオーストラリアで、大規模に前向きな調査などを行っていて、調査では、やはり犯罪を何度か繰り返すと累犯再犯罪者になってしまう。非常に更生が難しいということで、若い時に発見して早く介入することがいいんだというデータが出て、それを根拠に法律も動いて、かなりアグレッシブに治療の介入が入るというのがありますね。

オーストラリアのやり方はすごく参考になる。知っている限りではオーストラリアだけです。そういう理論を基に、特別に法律とか作っているのは。

(委員)

少年法は、健全育成の観点から法律が構成されているので、刑罰論争を避けられる。教育という形でアプローチでき、保護と教育という形になるので。先程の処罰論争を置いて、対策をとりやすいということがあるんですけど。

(部会長)

環境要因は当然の事ながら、そもそも性犯罪をしようと思っていなくても、たまたま事がうまくいったという場合も多々あるはずなんです。社会的環境と言いましょかね。いずれにせよ、犯罪者の特質としては通常の成人男性と異なる。例えば、病的に性欲が強いなど。

(委員)

今までの臨床での認識では、パーソナリティーに問題があるとか性的サディズムなどというのはごく一部で、性犯罪以外の事も例えば暴力行為とか色々やっていて、そういう中に性犯罪が入っているという形。

でも典型的な性犯罪者というのはそうではなくて、一見普通に見えると、見えない所でそういう事をやっているということなので、そのような人は、幼少期に性的虐待を受けたなどの体験を持っていて、環境的な要因から起きていることが大きいという感じですね。

日本では統計がありませんが、海外では実際にその加害者の80%が実際に被虐待に遭っていたというデータもあるんで、日本でも本当に調べれば私の臨床の実感も含めてそれぐらいと感じています。

(委員)

確かに実感があります。虐待が必ずあると言っていいぐらいあるのではと思います。

(委員)

子どもが虐待を受けるということが将来の加害者になるという連鎖になっているんで、それを断ち切るという意味でも子どもを守ることですね。

(部会長)

おっしゃるとおりですね。少し振り返りたいのですが、処遇の問題ともう一方で声かけ事案のという事がございました。奈良の状況ですね。今日の議論も踏まえて、もう少し検

討すべきであるとか。確か前回、声かけが性犯罪に結びつくかについてもありましたが。

(委員)

奈良の話は、大阪でもやっていいのではと思いますけどね。

これまでの経験でいくと、最初、犯罪行為じゃない行為をきっかけにしてステップを踏んで行く訳で。通常の生活の中で、保護者が監督できないような状況で子どもに声を掛けるという行動が、本来必要ない訳です。特別な理由が無い以外は。

普通に考えたら、何の理由もなく声を掛ける方がおかしい訳で、声かけ規制があって全くおかしくないと思いますね。それが、ましてうまくいっているという事であれば、条例があっても何ら問題が無いのではと思いますけども。

(部会長)

何回か、子どもに対して性犯罪をした犯罪者に会った事がありますけど、始めは可愛いから抱っこ、抱っこしていくうちに触っても大丈夫という思いが沸き、簡単にエスカレートしてくるというのはありますよね。だから、子どもに声をかけるという事を断ち切れれば、性犯罪をしようと思っていない人まで巻き込まなくていいということにもなりますでしょうから。子どもの声かけ事案への対応については、奈良の条例も踏まえても、特に問題無しと考えてよろしいでしょうか。

(委員)

奈良の条例の中で、もう少し踏み込んで対応できるために不足するところがあればと思う。奈良県が現実に声かけ規制を行っていて、このあたりに手を打てばとか、保護者や子ども達を感じる不安を軽減できるための不足してること、課題となっていることはないのか、実態を踏まえた現場の声が気になるんですけど。

(委員)

奈良の警察でもいいので、さらにこういう事ができればなどを聞いて、参考にするのもしんじやないかなという気もしますけど。

(事務局)

その点、確認できておりません。どこまでお話できるのか調整させていただきますけれども、次回にお示しできればと思います。

(委員)

あまりやり過ぎると、殺伐とした社会になるといいますか。今はちょっと声をかけたら、不審な人と思われるでしょうから、触らぬ神たたり無しで、子どもがこけて起こしてあげようと思っても、通り過ぎるようになってしまう。

社会が、段々子どもに冷たくなっていくと言いますか、何かしてあげようと思ってもあげにくいという風潮にもなりかねない。

また、今は、男性も子育てに関わっていきこうという気運が高まっている世の中の流れも一方でありつつ、例えば、同じ保育園の子どもさんに声かけたりとか、普通にコミュニケーションで触ったらお父さんが痴漢やと言われたら困るとかですね。

(委員)

よく分かりますが、私は子どもに対して、知らない人に声を掛けられても絶対に応じたら駄目だよってやっぱり躰ける訳で、これが普通の感覚だと思うんですけどね。

(部会長)

逆に、大人も救うのではないかと思うんですよ。つまり、むやみやたらに声を掛けてはいけないという。大人もルールを守らなければいけないんじゃないかなと僕は思いますけどね。例え犯罪を犯そうと思っていなくても、全然知らない人に子どもに声を掛けられるのはやっぱり保護者としては不安ですもんね。

(委員)

普通に子どもと触れ合える世の中がいいなっている。

(部会長)

大人が全員先生のような方だったらいいんだけど、何か起きた時にはそうは言ってもらえない。

(委員)

だから難しいですね、どこで介入するかって。警察の人も結構きついだろなっている。

(部会長)

そうですね。特に地域コミュニティや地域防犯の問題があつて。しかし、奈良は地域防犯をきちっとやっている訳じゃないですか。それと同時に声かけ規制もやっているわけですから、例えば、ボランティア活動やっている方々がどういう風に声をかけているのかとかですね。

私の知っている限りでは、子どもとの関係性をまず構築するということから始めている。例えば、子どもはボランティアをやっているおじさんかどうかを見分けられない。

ボランティアをやっている方は学校に行つて、小学校の前で先生から紹介を受けて、僕達が守っていますよっていう関係性を構築するところからはじめていって。

そこまでやらないと今の時代、難しいのではないかなって、僕の個人的な感想ですけど。

(委員)

でも、中には子どもに携わる人が子どもを連れ込んでという事件もありますよね。

だから難しいんですよ。どうするのかっていうのが。

(委員)

でも平行して進めないといけないと思います。今先生が言ったように、ボランティアの雰囲気、あとは地域の中でこういう事をする人だと顔が見えるような関係を作る。あるいは、地域の中の子ども会の中で認識されるコミュニティを作っていく。そういう意味でこの条例の中でもしっかりと啓発していかなければならない。その上で、前兆行為みたいなものは、きちっと取り締まって行かないと、地域の人が24時間見れるわけではないですし。

当然、隠れた中での行為もある訳ですが、殺伐とした社会にしていくのではなくて、地域が地域の子育て力をアップさせようと思つて、みんなが頑張つてる訳ですから。

その部分を大切にしつつ、且つこの前兆行為段階で手を打つんだよという形のものにならないといけない。

ただ、一番思うのは、リスクを意識し、こだわってしまうと、何も手を出しようがない。

子どもを守っていけないんじゃないのかなと。

しかも、13歳以下の子ども達の理解には限界がありますが、親が子どもに教育をし、学校もして、いろんな中で子ども自身の防衛力を高めるということも大事ですし、地域自身がそれを絶対に見逃さないと。何か不審な行動があつたら、警察じゃないけど、みんなで見守つていこうというような状況ができるのが一番望ましいと思う。

とはいえ、限界があるでしょうし、だから条例の網打ちは必要ではないかと思つますね。

(部会長)

奈良の状況っていうのを、事務局お願いできたら。

(事務局)

はい、確認させていただきます。

(部会長)

知り合いのところに行つて被害に遭うということが多いじゃないですか。特に未就学児の場合の性被害っていうのは。また、ある意味、家庭内というところには限界があるというのが現実かな。

(委員)

奈良の条例には保護監督者と書かれていますけど、保護監督者が虐待をしていたらどうにもならない。更に、警察に通報しなければならないとなっていますけど、通報して、それが誤解で通報をしているかもしれないし、また近所の知り合い同士ではすごくややこしい事が起きるのかなという心配。簡単にいかないなど。

(委員)

虐待対応においても、近所に親切なおじさん、ちょっとお世話焼きのおっちゃんになってほしいとお願いしてきた。地域のみんなで、この町の子どもを守ろうと、多くの方はそういう想いでパトロールをしている訳ですけども、現実その中でも時々そういう問題を起こす人が、出てくる可能性が全くないわけではない。しかし、一方ではこれを進めていかなければならないと僕は感じている。

(部会長)

本当そうですね。理想って言ったら変な話ですけど。そういう観点で進めて行くことでよろしいでしょうか。そうしますと、いわゆる第一段階、第二段階のいわゆる子どもに対する甘言、暴行だとか、言葉ですね、声かけについては、特に奈良の条例を基にしつつ、地域に対しても警鐘しながら子ども達に声をかけてバックアップしていくと、まあ二段構えというようなことで進めて行くと、ましてや条例の文章自体は極めて当たり前の事を書くので、後は運用上の問題ですよ。

(委員)

それは、別問題ですよ。でも条例が無いと何の手立ても無いという事になるので、きっちりやるというのが、有意義になると思いますけどね。

(部会長)

そうですね。条例ができた時に一定の期間、評価というか、どの程度成果があったというのか、計画を立てていくという事も必要かもしれませんね。一年後、半年後か一年後になると思いますけど。効果測定って言ったらおかしな話になるんですが、その辺の尺度、評価基準も是非検討していただければと思います。

条例の考え方、一、二、三段階につきましては、概ね委員の方々のご意見も同じ方向になったというのがありますが、一番の問題は第四段階。海外の性犯罪の対策を見ながら、法的課題の整理というところで、もう一度見ていきたいと思います。

届出を導入すべきかすべきじゃないかという議論があるんですけど、お気付きの点ありませんでしょうか。

(委員)

前回言いましたように、刑務所を満期で出てこられた方っていうのは、一応法的には責任を清算している訳で、どういう根拠で制約を科すのかっていう、そこが一番問題になってくる。

ある意味、住所を登録させるとか、移動の自由について制約させるとかという不利益。

不利益を科す場合には、それを上回るかなりの合理的な理由が必要になってくるという風に思う。

(委員)

届出だけだったら、何か効果があるのかなって。そもそも、住民票と変わらないので、単にその届出をするだけであれば、義務を課したところであんまり意味が無い。

(委員)

さっきも申し上げたように、届出をして、公開するっていうのはミーガン法でも加害者もいろいろ被害に遭って、また追い詰められて犯行を起こしたりということも考えられますし問題がある。なので、管理という意味では、例えば、警察だけでも十分で、後は本人、

加害者の支援ですね。再犯の問題をはじめとする支援をどうするかという点を考えていくという視点じゃないかなって思いますけどね。

(委員)

出所した人の住所とかは、どこかで把握しているということは無いのですか。

(委員)

13歳未満の場合ではある。

(部会長)

不完全な情報なんでしょうけどね。聞いている範囲ですけど。

(委員)

法務省で、出所した人が今どこにいるのかは大体掴んでいる訳ですか。

(委員)

警察にデータがいくんですよね。引っ越したら分かりませんよ。

(事務局)

満期出所の場合は任意での届出ですから、確実にここに住みますっていうことは分かりません。大阪府、大阪市に行くと言っても、町名・番地までない場合や、実際は他府県に行かれる方もいるでしょうし、仮出所の場合はきちっと保護観察がありますから、どこに住んでいるのかを届けなければなりません。満期出所の場合はそれがなかなか難しいということです。「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者」について、法務省からの情報提供を警察庁が受けておりますが、ある期間の状況を調べた場合に、およそ3割近くの方の所在がつかめなかったという調査結果もあります。

(委員)

法的には清算している訳です。例えば、懲役5年なら5年間刑務所にいれば、それで責任は清算される。

(委員)

届けさせるという事は、法的なあるいは人権上の問題があるのではないか、その問題ですよ。

(委員)

何か届けたことによるメリットがなければ。

(委員)

相談とか、医療とか、生活支援とかですか。

(委員)

私が考えている理想は、病院を作って、そのレベルなりに一日5万円だとか、予算との関係になるんですけど。

届出後、何をやるか考えてみたんですけど、実行可能と思うのは、保護司のような相談を受けることのできる人をボランティアで公募して、後は医師のような専門家に相談ができるというものを作って支援するっていうのはどうかなと。

それは無報酬でやる。やる精神科医がいなかったら私一人でもやりますけど。

(部会長)

ボランティアとか、保護司の観点はどうですか。今非常に高齢化していてかなりなり手がいないと言いますか。

(委員)

保護観察所の協力は難しいと思うので、あらためて公募とかいう話なんですね。

(部会長)

専門家ということですか。あるいはトレーニングを受けたってことかな。それだったら、ボランティアさんでいいのかな。

(委員)

保護観察所との関係で、支援センター的などところがあるんですよね。そこで、一定期間、社会へ完全復帰していくまでの様々なプログラムをやっておられるんですよね。

その延長と言いますか、お互いが理解し合えて、本人の了解を得てですね、継続していくような仕組みになっているんですか。

(委員)

いや、保護観察の実情は監察期間を終えたら、法務省の管轄外ということで、全てが終了して、その後の連携というのは基本的に考えてないですね。

(委員)

出所後、かなり厳しい制限を受けると思うんですよね。経済活動もそうでしょうし、地域でもそうでしょうし、そういう事をサポートできる所は無い訳ですよね。

(委員)

無いですね。いわゆる満期になった人については。

(委員)

一定の信頼関係があるのであれば、そのまま徐々に希望に応じて対応していくのが施設の役割ですよね。突然知らない人から今から来なさいって言われるより、ずっとお世話して下さった方が、また相談でも受け入れて下さるといような関係で。

(委員)

望ましいでしょうけど、先ほどの刑期を終え責任を果たしたという理論と逆で、刑期を終えた人に、何故支援ができるのかという問題。

(委員)

あくまで、個人の意思で、社会復帰したいという意識と、義務ではなくてちょっと面倒見て欲しいと悩んだらそこで相談に行ったりして、何とかするっていう。

(委員)

自分の最大の理解者と言いますか。サポートしてもらえるんだというね。当事者に認識があれば、困った時に、ちょっと電話で聞いてみようかなとか。そういう体制が、ある程度、公がボランティアを活用するなどしてやっていければいいと思う。行政の限界があると思いますが、そういう仕組みの何か柱みたいなものができたらいいのかなと思います。

(委員)

連携ってということになると思うんですけど、保護観察所でも受け皿が欲しいと感じています。やっぱり無いっていうのは問題があるという風を感じているのではないかなって思いますね。

(部会長)

届出義務のメリットという話になると思うんですけど、当然支援等の話が出てきまして。当然のことながら、莫大な予算をつければできるんだろうけども、行政上実際は難しい訳でしょうから。

当然、落とし所として提案がありましたけども、新たにそういった人を募集して、例えば先生のような方にトレーニングを受けた人が支援というような形で接していくという風な、そういった仕組みも果たしてできるのかどうかって事についてご検討は。

(委員)

いろんな意味で、警察で面接をされているとは思いますが、警察って言うより一般の人に携わってもらおうと、敷居も下がって打ち解けやすいっていうのもあるでしょうし。

いわゆる性犯罪者っていう人たちが実際どんな人かっていう事は、一般市民が触れることで、あまり凶暴性がないっていうのが分かったりとかということもあって、啓蒙とかいう意味で大きいかなって思いますけどね。

後はもう環境ですよ。だから、私は専門の者のある程度の監督っていうのが無いと間違った方向とかに行く可能性はあるんで。医学の関与っていうのはあった方がいいと思いますね。

(部会長)

先生どうですか。組織作りみたいなのは。例えば、先生以外の方でこういった事に対して講師で来るとか。

(委員)

それは、条例ができて声をかければ、いろんな精神科医がいるので、やるっていう人は出てくると思いますよ。勝手に言うと怒られるかもしれないですけど。

(部会長)

ある意味届出義務においてのメリットにつきましては、今のような話というか、そのような精神科医。

(委員)

あくまで社会支援とセット。フランスなんかでは、似たようなことを以前からやってますよ。効果が無と判断すれば、さらにその医療の矯正とかが加わってくるんですけど。

日本の現状は、社会処遇が何にも無い状態なので、まずは往診みたいなどころから始めて、次を考えるっていうのがいいんじゃないのかなって思いますね。

(委員)

ここは医療の視点がないと、今おっしゃっているところへのアプローチも非常に難しいと思いますし、先生方のアドバイスを受けたり、あるいは認識を深め専門性を持たなければならぬ。

ただどこまでできるかっていうところが、極めて現実的に考えると問題が多い。

当事者の更生意欲の意識の差、一方で社会の更生支援に対する理解はどうか。だから支援を続けるには啓発しながら共にその気持ちを育て、醸成していくということが重要であります。

まず、環境を行政に整えてもらえるようにして、実際的にはNPOなどが動いていくと。

この前も申したように、民が主導しながらも官がしっかりと支えていくというような、仕組みにしていけないとなかなか現実化しないんじゃないかなと思います。

まずは、啓発、意識醸成、支援できる人をどれだけ作っていくか、それでいくつかのモデルを作ってやっていかないと、一挙にはなかなか難しいんじゃないかなと考えます。

(委員)

そういう段階でありながら、希望者だけにするか、全員に義務付けるのかの、その判断が難しいですね。

(委員)

全員に義務付けするのであれば、医師でないと。普通のボランティアが対処したところで、そもそも違う方を向いている人をボランティアが押さえこんだりするなんてすごく難しい。

(委員)

しかし、結局プラスになっていくということがわかれば、当事者の納得が得れるような環境整備にもつながっていくでしょう。だからまずはそこから、糸口として入っていくことが良いと思います。

(委員)

私の臨床的な印象でも、性犯罪者は非常に自尊心が薄いし、孤独で、恥ずかしいっていうか、相談相手がいなくてという状況に置かれているので、本当に気軽に相談できるようなところがあることでも、かなりメリットだと思いますよ。再犯には相当抑止には働くと

思いますけどね。

(委員)

例えば、非行相談での自立プロセスを見ると、まず家庭内の養育上の問題があります。虐待もあって、一定のところから家庭から離れて、そして施設等から自立していく。

自立していくんだけど、なかなかそれを支える所が無い。だからそれを支えるものが
必要だということで、中間施設、グループホームといういろんな形で支援をしていく。

ある意味では少し中身は違いますけど、同じプロセスを辿っていくのではないかと考え
ます。

だからまず受け止めるという、たとえ自分にとって一人でも良き理解者がいてくれて、
というところからスタートになるんじゃないか。

(委員)

もう一つ。被害を受けた女性の立場をしっかりと考えるところでは意見が合意したけど、
被害に遭わないようにとか、あるいは出所後物凄いい心に傷をつけられている女性のサポー
トをどうするのかっていう被害者の側の論理が必要か。

(委員)

被害者対策は当然重要なんですけど。日本が十分とは言いませんが、国や都道府県レベ
ルでやられてるというところが一部はあって、加害者については日本は全くゼロ、更地み
たいなもので、それは少し切り分けた方が良くと思いますね。

(委員)

大阪府はいわゆる「SACHICO」という支援センターがありますが、私も今おっしゃた
ような事を核にして、加害者についても逆の意味の「SACHICO」のような機関があれば、
画期的なんじゃないかなと思いますね。医療はもちろんのこと、法律家もそこに関与する
ような形でね、精神科医、あるいは心理学者、弁護士っていう多方面でサポートできるよ
うな施設が1カ所あればだいぶ違うと思う。

(委員)

予算との兼ね合いでね、病院にその法律家も全部いるような所を作れば理想で。

(委員)

弁護士会にも声かけていただいて。

(部会長)

具体的な資金とかを見極めながら、取り急ぎこのメンバーで、府民に対するパネルディ
スカッションをやっては。これだけの話はやっぱり府民の方にも直接聞いていただくと面
白いのかなと思ったところなんですけど。

まとめと言ったら変なんですけど、今お話のあった届出義務については、おおむね社会支
援というかメリットを当然出しながらのご意見だったのですが特にどうでしょう。補足に
つきまして、皆様委員の方々。

(委員)

NPOで活動し、シンポジウムなどにも行ったり講演していますけど、影響力は微々たる
もので、役人がコンタクトをとってくるわけでもないですし、ある意味この今回の橋下知
事の発言をきっかけにしてだと思いますが、非常にチャンスで、これを逃すと10年20年
あるいは100年経っても日本は何も変わらずに遅れっぱなしっていう事になるんで、ぜひ
その職員の方々頑張ってやって欲しいですね。

(委員)

仮釈放の人は、改善の余地があると認められた人なんです。受刑者の中では。

満期の人はそれが認められないから満期まで行く。しかし、そのままサポート無しに社
会に放り出される現実。仮釈放の間は、いろんな支援がある。悪質な人ほど何もされずに

放り出されるという現状を何か変えていきたいなって思いますね。

(委員)

だけど矯正は難しいな。

(委員)

仮釈放で出てきてもう少しサポート受けたい人も今回の議論の範囲に入るんですよ。

(委員)

もちろん、それはそうですね。

(委員)

どちらかと言うと、そういう人が希望するのではないかというイメージを持っていて、満期出所になってしまった人などが開き直ってしまって、支援を受けつけないということもあると思う。

(委員)

サポートの内容が、こんな事をしてくれるというイメージがわくように、相談事業とか医療とか、何か支援の中身をいろいろ挙げる方が分かりやすいかな。

(部会長)

そうですね。これだけ良い事がありますよということを全面に出すということ。

(委員)

住居の提供とか物凄くメリットですよ。罰まで科すという話になってきたら、行くところがなくて困っている訳ですから。

(部会長)

性犯罪者は心の中にいろんな闇があるでしょうから、もう一回やってしまったらどうしようという想いもあるはずなんですよ。そういったものを解消してあげるだけでもと思います。どうでしょう。

(事務局)

議論を整理していただけるとありがたい。満期出所後の特に13歳未満の子どもに対して性犯罪を犯した人については、現在、本人の同意の下に住所地を届けてもらって、警察と法務省が対応しているところなんですけれども、現実を見ますと、これまでの議論にもあったように、再犯の可能性や新たに発生する性犯罪の被害者の事を考えますと、警察行政だけではなく、行政を預かるいろんな立場の者からも、決して住所地をオープンにする目的じゃなくて、住所地を行政サイドに届けていただくことの目的をしっかりとしていきたい。当然、本人にとって勿論プラスになる、メリットがあるということも、もちろんたくさんあった方がいいとは思いますが。

ここで、一つの壁は予算で、どこまで金が吸い込めるかというコンセンサスの壁があると思う。もう一つは、行政としてはできるだけ、もれなく住所地を届けて欲しい、把握したい、そうする方が本人の為にも、やっぱり社会的にも絶対に防げる可能性が高くなると。

その為にはできるだけ義務付けたい、義務を課したいという思いはあります。とはいえ、法の下での平等の観点からの考え方によれば、壁があろうかと思えますし、両面の課題があると思うんです。

しかし、もう一つ見れば、地方自治体という公的な立場、限られた施策、財政力の中で、何ができるのかという、その三つも壁かもしれない。

いずれにせよ、思い切って実態論に踏み込ませていただいて、直ちにできる、できないは別にしまして、それぞれのぎりぎりまで迫る方策を議論いただきたい。

その中から実現可能なものを、一つでも多く追求していきたいと思っておりますので、もう少しそれぞれの壁に関わる要素の議論をお願いしたい。

(委員)

おっしゃることよくわかります。やっぱり壁が立ちはだかっている訳です。個人的にも思います。例えば、再犯とか 3 犯目とか、そういう者については制約を科すというような方向も考えられるのではないかという気持ちはありますね。

一回過ちを犯したからと言って、刑務所入って清算し、全員が義務というのはちょっとやり過ぎ感もあるのでは。2回、3回などであれば、これはやむを得ないかなという気はしますよね。

(委員)

何でもそうなんですけど、まず介入の前に通常はアセスメントがあるんで、その理想を言うのなら、性犯罪者全員にリスクアセスメントをして、そこでちゃんと科すと言うのならいいですけど。おっしゃっている意味はよく分かりますが。

(委員)

日本の言葉は難しく、義務、本人の希望、できるだけ同意を得てなど全然違いますよね。できるだけ同意を得てというのがいいかな。

(委員)

法律的に同意っていうだけじゃなくて、内面の意欲に意味がある。例えば、少年犯罪を犯して、少年院に入らなければならないときでも、「くそ」と思っただけで行く場合と更生意欲を持って行く場合とでは全然違うので。同意も、損得勘定のメリットではなくて、その人の本当に持っている心の底の願いみたいなものを、ちゃんと引き出してあげるのが理想。

(委員)

更生の意欲ですよね。

(委員)

それも一人ぼっちじゃなくて、一緒にやっていくという形の同意っていうのが基本かなと。だから法律的な単なる同意じゃなくても、そういう事が大事なんじゃないかと。

(委員)

望ましくはそうなんでしょうけれども。その意欲に結びつける努力を次のステップでどうするかという事で考えていかないと。モチベーションを持ってきていたらいいいですが、なかなか持ち続けようとしても現実難しいのではないかな。だから、支援する中で、モチベーションを強化して行って、それで更生に進められるように頑張る。どういう形でできるのかは分からないですけど。

しかし、これも相当難しい。果たしてどれだけ意識を持って、また知識を積んで、役割を担おうと思っただけの人をどう育成するかというのは、大切な大きなこれからのまず第一歩じゃないかなという気がしますね。

(部会長)

今の話だと、同意、義務と言いますか、これをベースとすると、例えば、義務となった場合は先ほどお話しがあったように、リスクアセスメントにお金がかかるということがありますんで、例えば2回目であればといった線引きなんかもどうでしょうかね。

これは、何を根拠にしてということになるのでしょうか、単純に再犯数というか、それで見ても悪いのではないかと。

あと同意につきましても、同意させる手順といいますかプロセスが大事になって、「何で何で」というようなことで同意させるようなこともある訳ですから、それがモチベーションのところにも絡んできますので。

(委員)

強制すればハードルが高くなっていくので、最初からそれを目指すのか、とりあえず意欲的な人から支援を行って、一定の効果があるということを確認して抜げるというアプローチの仕方があってもどうかと。効果的な視点は分からないですけども。

(委員)

それは、わかりません。しかし可能性として同意しない人の中に危険な考え方の人が多く入っているんですよね。

(委員)

それはそうですね。

(委員)

可能性は高いと想像できて、これはすごい厳しく難しいところですけど、支援というものを前提にして、あと情報は管理するが公開はしないという形でならば、全員義務づけるという方向でもいいんじゃないかなと思いますけどね。最初のモチベーションがあったら、変わるってということもあり得るという風に感じますけどね。

やっていくことによって、社会で立ち直っていきこうという気持ちになる人もいると思うので。そういう人を殊更線引きすると、訳の分からないことになるという感じがしますね。

(委員)

情報の管理は警察だけとか、何か外に出ないような制約を設けてはと思うけどね。

(委員)

警察だけでもいいという気がするんですけどね。行政が持ちたいというのはどういう理由になりますか。

(事務局)

大阪府が作る条例であり、大阪府が情報を管理する。施策として、被害者を出さない、出所者の方の支援をします。

ただ、ご意見にもあったように、実際の運用時には警察の力も必要となってきますので、その際には警察だけには提供することも可能かなということは、行政内部で思っております。

また、個人情報については、大阪府個人情報保護条例でその取り扱いが定まっております。現時点では、情報は大阪府の管理の下でと考えております。

(委員)

当然、これは警察と連携しないといけないと思うので。そこまで限定して、あと同意っていうのは、例えば支援というのでこういうのがあってどうぞと言っても、行きたくない人は行きませんということになる。

ですから、最初の段階については義務化と言いきっても、そんなに特別な義務化ではないので、あり得るという風に感じますけど。

(部会長)

それに関しましては、例えば教育現場っていうのも想定することになってくる。明確に情報はどこまで用いる、どこまで提供できるかという。

提供する情報を条例の中で明確にするなど、管理についてある意味厳しい基準というの。

(事務局)

情報を提供する場合は、条例の中で、情報を提供できるということを規定する必要がありますが、一方で、むやみに出してはいけないという制約もございます。条例を制定する時に、例えば警察にはこういう活動の時には提供するというように規定することになります。

(委員)

質問ですが、例えば、対象者が大阪府の職員で、子どもに関わる部署の職員だと。このような場合、情報共有はなされるのでしょうか。

(事務局)

それをしようと思ったら、情報の提供目的を明文化することになりますが、今回、検討す

る届出情報については、出所者の支援に限定する方向で検討したいと思っています。

(委員)

そうすると、後から事件が発覚して、大阪府のある部署で働いている。大阪府も知っていたはずなのに。府民感情としてはどうか。すごくややこしい事になるのではないかなと。

(部会長)

情報の管理っていうのは、難しいっていうことになりましょうけど。

想定すると、いろいろ考えられる事態が出てくると思うんですけども、その辺りは先ほどお話があったように、リスクアセスメントの観点からいくと、リスクを全て排除できるようなものということになりますでしょうから、考えるとキリがないと。

(委員)

海外では当然のように行われているんで、何か問題あるなら調べればわかるかもしれないですね。

(委員)

もう少し調べてほしい。同姓同名のひと間違いとか、結構迷惑を受ける人もありうるので。

(委員)

よその実施機関に情報を渡すということについては、よっぽど正当な理由がないと難しいと思いますよ。

(部会長)

先ほどのご指摘があった、もう少し金銭面のところを詰めるといったことは、次回のテーマでよろしいですか。最終、第四段階のところをもう少し詰めていくというところで、次回の課題にしていきたいと思います。

本日は、比較的自由に話を進めさせていただきましたが、もう一度振り返りますと、奈良県の声かけ事案との事後行為との関係性ですね。どのような感じになっているのかということ調査していただきたいというのが第一点となりました。

それと、社会復帰支援の観点で、保護司などのボランティアの潜在的な数と言いますか、支援体制が果たして形成しうるかどうかといったところも何か材料等を揃えていただけませんか。

多分、落とし所といたしましては大きな施設をドーンと作った中で、ボランティアの方々のご協力を仰ぎながら、まあ粛々と進めて行く事になっていくのではないだろうかと思えますので。もし条例ができた場合に、可能性としてのボランティア、保護司の数など状況をしっかりと調べていただいて次回の資料としてご報告いただきたい。何か要望は。

(委員)

論ずべき点は、大体出てきたという気がしますよね。

(部会長)

では、本日の議事を終了させていただきます。進行を事務局にお渡しします。

(司会)

長時間にわたりありがとうございました。それではこれを持ちまして、第二回青少年健全育成審議会第4部会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。